ロ　次に掲げる事業活動計算書
(1)　法人単位事業活動計算書
(2)　事業活動内訳表
(3)　事業区分事業活動内訳表
(4)　拠点区分事業活動計算書
三　各会計年度に係る計算書類の附属明細書
四　各会計年度に係る財産目録

2　社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。
一　事業区分（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合　前項第一号ロ並びに第二号イ(2)及びロ(2)
二　拠点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合　前項第一号ロ及びハ並びに第二号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)
三　事業区分において拠点区分の数が一である場合　前項第一号ハ並びに第二号イ(3)及びロ(3)

（総額表示）
第八条　計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

（金額の表示の単位）
第九条　計算書類等に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。

（会計の区分）
第十条　社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。

2　拠点区分には、サービス区分（社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。以下同じ。）を設けなければならない。

（内部取引）
第十一条　社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第二節　資金収支計算書

（資金収支計算書の内容）
第十二条　資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。

（資金収支計算書の資金の範囲）
第十三条　支払資金は、流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。

（資金収支計算の方法）
第十四条　資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。

2　資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

（資金収支計算書の区分）
第十五条　資金収支計算書は、次に掲げる収支に区分するものとする。
一　事業活動による収支
二　施設整備等による収支
三　その他の活動による収支

（資金収支計算書の構成）
第十六条　前条第一号に掲げる収支には、経常的な事業活動による収入（受取利息配当金収入を含む。）及び支出（支払利息支出を含む。）を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。

2　前条第二号に掲げる収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。

3　前条第三号に掲げる収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入（受取利息配当金収入を除く。）及び支出（支払利息支出を除く。）並びに同条第一号及び第二号に掲げる収支に属さない収入及び支出を記載し、同条第三号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。

4　資金収支計算書には、第一項の事業活動資金収支差額、第二項の施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。

5　法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

6　前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。

（資金収支計算書の種類及び様式）
第十七条　法人単位資金収支計算書は、法人全体について表示するものとする。

2　資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3　拠点区分資金収支計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4　第一項から前項までの様式は、第一号第一様式から第四様式までのとおりとする。

（資金収支計算書に記載する勘定科目）
第十八条　資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第一のとおりとする。

第三節　事業活動計算書

（事業活動計算書の内容）
第十九条　事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

（事業活動計算の方法）
第二十条　事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

2　事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

（事業活動計算書の区分）
第二十一条　事業活動計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。
一　サービス活動増減の部
二　サービス活動外増減の部
三　特別増減の部
四　繰越活動増減差額の部